

岩手県告示第695号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

令和7年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 赤畑

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から29号までを順次結んだ線及び標柱1号と29号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
住田町	世田米	赤畑	22番2	標柱1号
			148番	標柱2号から6号まで
			23番3	標柱7号及び8号
			23番4	標柱9号及び12号、標柱14号及び15号
			147番1	標柱10号及び11号
			146番1	標柱13号
			23番23	標柱16号
			144番2	標柱17号及び18号
			145番	標柱19号
			51番6	標柱20号
			54番7	標柱21号
			43番8	標柱22号
			43番6	標柱23号及び24号
			43番4	標柱25号
			43番3	標柱26号
43番1	標柱27号及び28号			
42番1	標柱29号			